

明 高 支 号 外
2020年（令和2年）6月2日

居宅介護支援事業所、
介護予防支援事業所、
介護予防ケアマネジメント事業所 管理者各位

明石市福祉局高齢者総合支援室
介護保険担当課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第11報）」問5の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省に確認をしましたところ、下記2のと通りの取扱いであることが判明しましたので、お知らせいたします。

つきましては、本年6月10日までの請求期限において、すでに本取扱いにより月遅れ請求済みの場合は、下記3によりご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 問5の内容

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

2. 問5の取扱いについて

本取扱いは、本年5月分（サービス提供月）以降の居宅介護支援費等について適用されるものであるため、4月分以前については本取扱いは適用されない。

3. すでに本取扱いにより月遅れ請求済みの場合について

(1) インターネット請求の場合

ご利用の請求ソフトにより修正等の処理を行ってください。

(2) 紙又は電磁記録媒体による請求の場合

修正等はできませんので、後日、過誤申立を行ってください。

【問い合わせ先】

明石市福祉局高齢者総合支援室給付係
電話：078-918-5091